

横浜市都市計画法施行細則

制訂 昭和45年 6月10日 規則第70号
最近改訂 令和3年 9月30日 規則第60号

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行については、法、都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条及び第3条 削除

(申請書及び添付図書の提出部数)

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書及び省令第17条第1項に規定する添付図書並びに省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第5条 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第2号に規定するものは、当該開発区域及びその周辺の土地の公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図)の写しを含むものとする。

2 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第3号に規定するものは、開発行為施行同意書(第1号様式)、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

3 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第4号に規定するものは、設計者の資格に関する申告書(第2号様式)、卒業証明書、実務従事証明書及び一級建築士等の資格を有することを証する書類とする。

4 市長は、法第33条第1項第12号及び第13号に規定する基準に適合することを証させるため、法第29条第1項の規定による許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者に、申請者の資力及び信用に関する申告書(第3号様式)及び工事施行者の工事施行能力に関する申告書(第3号様式の2)並びにそれらの記載事項に誤りがないことを証する書類を提出させることができる。

(設計説明書の様式)

第6条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書(第4号様式)及び次に掲げる図面とする。

(1) 実測図及び公図に基づく公共施設の新旧対照図

(2) 公共施設の求積図

(法第34条第13号の規定による届出書の様式)

第7条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書(第5号様式)によるものとする。

(開発行為の協議の申出)

第7条の2 法第34条の2第1項の規定により市長と協議を行おうとする者は、開発行為協議申出書(第5号様式の2)に、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

(1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面

(2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面

(3) 省令第16条第2項に規定する設計説明書(第6条各号に掲げる図面を含む。)

(4) 省令第16条第2項に規定する設計図

(5) 省令第16条第5項に規定する資金計画書

(6) 省令第17条第1項各号に掲げる図書(第5条第1項から第3項までに規定する図書を含む。)

(7) 第5条第4項に規定する申請者の資力及び信用に関する申告書及び工事施行者の工事施行能力に関する申告書並びにそれらの記載事項に誤りがないことを証する書類

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めるときは、開発行為同意通知書(第5号様式の3)によって通知を行う。

3 第1項に規定する開発行為協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

(開発行為の許可または不許可の通知)

第8条 法第35条第2項に規定する許可の通知は、開発行為の許可通知書(第6号様式)に、省令第16条第2項に規定する設計説明書(第6条各号に掲げる図面を除く。)及び設計図を添えて行なう。

2 法第35条第2項に規定する不許可の通知は、開発行為の不許可通知書(第7号様式)によって行なう。

(開発許可を受けた者の工事現場における許可の表示等)

第9条 開発許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第1)により、開発行為の施行について法に基づく許可があった旨を表示しなければならない。

2 前項の者は、その開発行為に関する関係図書を、その工事現場に備えておかななければならない。

3 開発許可を受けた者は、第1項に規定する標識及び前項に規定する関係図書に記載した事項を変更した場合には、速やかにその標識及び関係図書を訂正しなければならない。

(法第35条の2第2項に規定する申請書等の様式)

第10条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書(第8号様式)とする。

2 法第35条の2第1項の申請を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更許可申請書に変更後の設計説明書(第6条各号に規定する図面を含む。)を添えて提出しなければならない。

(開発行為変更許可申請書及び開発行為変更協議申出書の添付図書)

第10条の2 省令第28条の3に規定する添付図書については、第5条第1項から第3項までの規定を準用する。

(開発行為変更許可申請書及び添付図書の提出部数)

第10条の3 第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書及び省令第28条の3に規定する添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(開発行為の変更の許可又は不許可の通知)

第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可の通知は、開発行為変更許可通知書(第8号様式の2)に省令第28条の3に規定する図書を添えて行う。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の不許可の通知は、開発行為変更不許可通知書(第8号様式の3)によって行う。

(法第35条の2第3項の規定等による届出の様式)

第11条 法第35条の2第3項に規定する届出は、開発行為変更届出書(第9号様式)により行わなければならない。

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可を受けた者又は設計者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、前項に規定する開発行為変更届出書により届け出なければならない。

(変更の協議の申出)

第11条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、開発行為変更協議申出書(第9号様式の2)に、省令第28条の3に規定する添付図書を添えて申し出るものとする。

2 前項の規定による変更の協議の申出を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更協議申出書に変更後の設計説明書(第6条各号に掲げる図面を含む。)を添えて提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更の協議の申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めるときは、開発行為変更同意通知書(第9号様式の3)によって通知を行う。

4 第1項に規定する開発行為変更協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとする。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(工事着手等の届出)

第12条 開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、開発行為に関する工事着手届出書(第10号様式)に、主要な工事の工程表及び第9条第1項の規定に基づき設置した標識(同条第3項の規定により訂正した場合には訂正後のもの)の写真を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た現場管理者を変更したときは、開発許可を受けた者または工事施行者は、直ちに、現場管理者変更届出書(第11号様式)を提出しなければならない。

(工程報告等)

第13条 市長は、開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部または一部を指定し、工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる

工事区分	工程
擁壁工事 (高さ3メートル以下の擁壁の工事を除く。)	(1) 根切を完了したとき。 (2) 基礎配筋を完了したとき。 (3) 壁配筋を完了したとき。 (4) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (5) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (6) その他市長が必要と認める工程
盛土工事	(1) 多孔管を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3) 急傾斜面の段切を行ったとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
排水施設工事	(1) 主要な暗渠を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行なったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
道路工事	(1) 舗装工事を始めるとき。 (2) その他市長が必要と認める工程
貯水施設工事	(1) 根切を完了したとき。 (2) 底版の配筋を完了したとき。 (3) 床版の配筋を完了したとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の届出があったときは、市長は、当該工事について中間検査を行なうことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、そのつど工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(工事完了公告)

第14条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、横浜市報に登載して行なう。

(廃止の届出書の添付書類)

第15条 市長は、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に、廃止の理由、廃止時の工事の状況、公共施設の機能の回復及び防災等の措置を記載した書類を添えさせることができる。

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

第15条の2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第11号様式の2)に、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、建築物特例許可通知書(第11号様式の3)に第1項に規定する図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、建築物特例不許可通知書(第11号様式の4)によって行う。

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第15条の3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第11号様式の5)に、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物等平面図
- (6) 建築物等立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。

3 前項に規定する許可の通知は、予定建築物等以外の建築等許可通知書(第11号様式の6)に第1項に規定する図書を添えて行う。

4 第2項に規定する不許可の通知は、予定建築物等以外の建築等不許可通知書(第11号様式の7)によって行う。

(省令第34条の許可申請書の添付図書)

第16条 市長は、政令第36条第1項に規定する建築等の許可の基準に該当するかどうかを確認するため、省令第34条に規定する許可の申請書に、建築物又は第1種特定工作物の概要書(第12号様式)及び建築物の平面図又は第1種特定工作物の配置図及び立面図を添えさせるものとする。

(省令第34条の許可申請の許可または不許可の通知)

第17条 法第43条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書(第13号様式)に、省令第34条第2項に規定する図面及び前条に規定する図書を添えて行なう。

3 第1項に規定する不許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書(第14号様式)によって行なう。

(建築行為の協議の申出)

第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書(第14号様式の2)に、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 省令第34条第2項に規定する図面
- (2) 第16条に規定する図書

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めたときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設同意通知書(第14号様式の3)によって通知を行う。

3 第1項に規定する新設協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、新設協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(許可に基づく地位の承継)

第18条 法第44条の規定により、開発許可または法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継したものは、開発許可に基づく地位の一般承継届出書(第15号様式)または都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書(第16号様式)に、承継したことを証する書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第4項に規定する書類を提出させることができる。

第19条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者からその地位を承継しようとする者は、開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書(第17号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 前号に規定する書類の記載事項に誤りがないことを証する書類

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第4項に規定する書類を提出させることができる。

(法第45条の承継の承認または不承認の通知)

第20条 市長は、前条第1項の規定により承認の申請があったときは、承認又は不承認の通知を行なう。

2 前条第1項に規定する承認又は不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書(第18号様式)又は開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書(第19号様式)によって行なう。

(開発登録簿の調書の様式)

第21条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、開発登録簿調書(第20号様式)及び図面とする。

(登録簿の写しの交付)

第22条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を求める者は、開発登録簿の写し交付申請書(第21号様式)を提出しなければならない。

(省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書の提出部数)

第23条 省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(省令第39条第2項第3号に規定する添付図書)

第24条 省令第39条第2項第3号に規定する添付図書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図

(2) 縮尺200分の1以上の建築物の平面図

(3) 2面以上の縮尺200分の1以上の建築物の立面図

(4) その他市長が必要と認める図書

(法第53条第1項に規定する建築の許可または不許可の通知)

第25条 法第53条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可又は不許可の通知は、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可通知書(第22号様式)又は都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築不許可通知書(第23号様式)によって行なう。

(法第53条第1項の許可を受けた者の工事現場における許可の表示)

第26条 前条に規定する許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第2)により、法第53条第1項に規定する許可があった旨を表示しなければならない。

(都市計画事業地内における建築等の許可申請書及び添付図書の提出)

第27条 法第65条第1項に規定する許可を受けようとする者は、都市計画事業地内における建築等の許可申請書(第24号様式)に、次の各号に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

(1) 方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設等を記載した縮尺2,500分の1以上の案内図

(2) 敷地内における建築物等の位置を表示する縮尺500分の1以上の位置図

(3) 縮尺200分の1以上の平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

(4) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する許可申請書及び添付図書は、3部提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(都市計画事業地内における建築等の許可または不許可の通知)

第28条 法第65条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可または不許可の通知は、都市計画事業地内における建築等の許可通知書(第25号様式)または都市計画事業地内における建築等の不許可通知書(第26号様式)によって行なう。

(身分証明書の様式)

第29条 法第27条第1項及び法第82条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第27号様式)とする。

(応急措置)

第30条 開発許可を受けた者、工事施行者または現場管理者は、開発行為に関する工事によって災害を生じたときもしくは災害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、応急措置を講じ、その旨を市長に報告しなければならない。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を施行するため必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和59年10月規則第100号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和59年12月規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年1月規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年6月規則第69号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年9月規則第88号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第100号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市都市計画法施行細則及び第2条の規定による改正前の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年1月規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施

行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年5月規則第63号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。ただし、第24条、第15号様式及び第16号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年3月規則第52号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成19年11月規則第109号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成24年8月規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により交付され、又は作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成30年3月規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

都市計画法による開発許可制度で必要となる様式一覧表

		手続・様式名	掲載ページ
法別 記様式	第二	開発行為許可申請書（※）	資-9, 10
	第三	資金計画書	資-11, 12
	第四	工事完了届出書	資-13
	第五	公共施設工事完了届出書	資-14
	第八	開発行為に関する工事の廃止の届出書	資-15
	第九	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（※）	資-16
細則 様式	第1号	開発行為施行同意書	資-17, 18
	第2号	設計者の資格に関する申告書（※）	資-19, 20
	第3号	申請者の資力及び信用に関する申告書	資-21, 22
	第3号の2	工事施行者の工事施行能力に関する申告書	資-23, 24
	第4号	設計説明書	資-25~29
	第5号	既存の権利者の届出書	資-30, 31
	第5号の2	開発行為協議申出書（※）	資-32, 33
	第5号の3	開発行為同意通知書（※）	資-34
	第6号	開発行為の許可通知書（※）	資-35
	第8号	開発行為変更許可申請書（※）	資-36, 37
	第8号の2	開発行為変更許可通知書（※）	資-38
	第9号	開発行為変更届出書	資-39
	第9号の2	開発行為変更協議申出書（※）	資-40, 41
	第9号の3	開発行為変更同意通知書（※）	資-42
	第10号	開発行為に関する工事着手届出書	資-43
	第11号	現場管理者変更届出書	資-44
	第11号の2	建築物特例許可申請書	資-45
	第11号の3	建築物特例許可通知書	資-46
	第11号の5	予定建築等以外の建築等許可申請書	資-47
	第11号の6	予定建築物以外の建築等許可通知書	資-48
	第12号	建築物又は第一種特定工作物の概要書	資-49, 50
第13号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書（※）	資-51	
第14号の2	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書（※）	資-52	
第14号の3	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設同意通知書（※）	資-53	
第15号	開発許可に基づく地位の一般承継届出書	資-54	
第16号	都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書	資-55	
第17号	開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書	資-56	

	第 18 号	開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書	資-57
	第 21 号	開発登録簿の写しの交付申請書	資-58
	別表 1	標識の様式	資-59
規 則 外 様 式		図書目次	資-60~63
		開発区域内権利者一覧表	資-64
		私設道路の同意書	資-65
		開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願	資-66
		理由書	資-67
		誓約書：モデルルーム（仮設事務所）	資-68
		開発行為に関する工事の施行状況報告書	資-69, 70
		開発登録簿の閲覧票	資-71
		地位の承継に関する承諾書	資-72
		贈与誓約書	資-73
		都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく許可の建築計画変更についての届出書	資-74
		建築物の新築・改築又は用途の変更の取下届	資-75
		建築物の新築・改築又は用途の変更の廃止届	資-76
		建築概要の新旧対照表	資-77
		事前相談書	資-78
		造成工事に関する事前協議願	資-79
		開発行為に関する景観形成の設計書	資-80
		景観形成植栽の計画書	資-81
		転回広場（私設管理道路）の廃止同意書	資-82
		避難通路（私設管理）の廃止同意書	資-83
	開発行為に関する工事の許可申請書の取下届	資-84	
	実務従事証明書	資-85	

※ 注意

- 1 様式のサイズは、全て A4 版としてください。
- 2 複数のページの様式は、両面で印刷してください。
- 3 これらの様式は、「都市計画法による開発許可の手引～資料編～」及び建築局宅地審査部ホームページに掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/takuchi/index.html>

開発行為許可申請書

都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 (申請先) 横浜市長 許可申請者 住 所 氏 名 電 話		※ 手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	住 所 氏 名 (電話)
	5 設 計 者 住 所 氏 名	住所 氏名 (電話) (申告番号)
	6 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日 (許可の日から 日以内)
	7 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日 (許可の日から ヶ月以内)
	8 自 己 の 居 住 の 用 に 供 す る も の、 自 己 の 業 務 の 用 に 供 す る も の、 そ の 他 の も の の 別	
	9 法 34 条 の 該 当 す る 号 及 び 該 当 す る 理 由	
	10 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 開 発 登 録 簿 の 番 号		
※ 年 月 日 照 合 済 申 請 者 印	※ 許 可 に 付 け た 条 件 別 紙 条 件 の と お り	※ 受 付 番 号
	※ 許 可 年 月 日 及 び 番 号 年 月 日 第 開 号	

(備考)

- 1 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第 8 条第 1 項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 73 条第 1 項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 ※印のある欄は記載しないでください。
- 5 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載してください。

資金計画書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額	摘 要
収 入	処 分 収 入		
	宅 地 処 分 収 入		
	そ の 他 の 処 分 収 入		
	補 助 負 担 金 計		
支 出	用 地 費		
	工 事 費		
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	擁 壁 施 設 工 事 費		
	公 園 施 設 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	事 務 費		
借 入 金 利 息 計			
財 源	自 己 資 金		
	借 入 金 計		

※ 本年度資金計画は、開発工事期間中に係る資金計画のみ記載してください。

財源が自己資金の場合には金融機関が発行する預金残高証明書、借入金の場合には借入先の資金融資証明書を添付してください。

なお、借入金の場合に融資元の預金残高証明書が必要になることがあります。

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目		年 度		年度	年度	年度	年度	計
		年度	年度					
支 出	事 業 費							
	用 地 費							
	工 事 費							
	附 帯 工 事 費							
	事 務 費							
	借 入 金 利 息							
	借 入 償 還 金							
	計							
収 入	自 己 資 金							
	借 入 金							
	処 分 収 入							
	宅 地 処 分 収 入							
	そ の 他 の 処 分 収 入							
	補 助 負 担 金							
	計							
借 入 金 の 借 入 先								

※ 年度別資金計画書は、開発工事期間中に係る資金計画のみ記載してください。

工事完了届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(開発許可を受けた者)

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可年月日番号
年 月 日 第 開 号）が下記のとおり完了しました
ので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域

又は工区に含まれる地域の名称

区

※ 受付年月日番号	年 月 日 第 開 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

- (注意) 1 ※印のある欄は記載しないでください。
2 位置図及び土地利用計画図を添付してください。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

(開発許可を受けた者)

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可年月日・番号

年 月 日 第 開 号) が下記のとおり完了しました

ので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した公共施設が存する開発区域

又は工区に含まれる地域の名称 区

3 工事を完了した公共施設

※ 受付年月日番号	年 月 日 第 開 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

(注意) ※印のある欄は記載しないでください。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

(届出先) 横浜市長	年 月 日
住 所 届出者（開発者） 氏 名 (法人の場合は名称・代表者の氏名) 電 話 ()	
都市計画法第 38 条の規定により、開発行為に関する工事 (開発許可年月日番号・ 年 月 日 第 開 号) を次のとおり廃止しましたので届け出ます。	
1 開発行為に関する工事を 廃止した年月日	年 月 日
2 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の名称	区 町 番
3 開発行為に関する工事の 廃止に係る地域の面積	m ²
4 廃止の理由	(1) 変更許可に伴う廃止 (2) 事業計画の中止 (3) その他 ()
5 廃止時の工事状況	(1) 未着手 (2) 工事中 (工程 %)
※ 処 理 欄	※ 受 付 欄

- (注意) 1 許可通知書及び許可条件を添付してください。
 2 ※欄は記入しないでください。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更 又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により、 （建築物）の（新築）の許可を申請します。 （第一種特定工作物）の（改築） （用途の変更） （新設） 年 月 日 横浜市長 許可申請者 住所 氏名	※ 手数料欄
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由
5	その他必要な事項
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他の必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

（表）

開発行為施行同意書

年 月 日

（あて先）
横浜市長

住 所
開発許可の申請者 氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第33条第1項第14号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ましたので、次の同意書を提出します。

同 意 書

私が権利を有する次の物件について、上記の者が都市計画法の規定により開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意します。

1	2	3	4	5	6	7	8
所在・地番	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種類	同意年月日	同意者の住所氏名	印	摘要
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			

(裏)

1	2	3	4	5	6	7	8
所在・地番	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	摘要
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			

(注意)

- 1 「1」の「所在・地番」欄は、1筆ごとに記入してください。
- 2 「4」の「権利の種別」欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の施行の妨げとなる権利を記載してください。
- 3 同意書が個人である場合には「6」の「同意者の住所氏名」欄の氏名は、自署してください。
- 4 共有の場合には、その旨を「8」の「摘要」欄に明示してください。
- 5 土地又は建物の登記事項証明書、同意者の印鑑登録証明書等同意を得たことを証する書類を添付してください。

（表）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

（申告先）
横浜市長

申告者氏名

都市計画法第31条に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

（ふりがな） 氏名 及び生年月日		年 月 日生			
住 所					
勤務先の名称、所在地 及び電話番号					
最 終 学 歴		年 月 日	大 学 学 校	学部 学科卒業	
資 格 ・ 免 許 等		年 月 日	一級建築士資格取得 技術士資格取得 省令第19条第1号ト該当 省令第19条第1号チ該当 省令第19条第2号 該当		
実 務 経 歴	勤務先の名称	職 務 内 容	期 間		期 間 合 計
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		年 月
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
		年 月 から (年 月) 年 月 まで			

(裏)

設 計 経 歴

事業主名 または開発者名	工事施行者名	場 所	面積 (㎡)	受付番号または 許認可番号 年 月 日
摘 要				
登録番号				

(注意)

資格または免許を証する書類として、卒業証明書、実務従事証明書、一級建築士等の資格証明書の写し又は省令第19条第1号チ若しくは省令第19条第2号により国土交通大臣が認めたものであることを証する書類を添えてください。

（表）

申請者の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

（申告先）
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。

本社の所在地及び代表者の職・氏名	電話 ()			
法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法)	資 本 額	千円		
	主たる取引銀行			
横浜市内の支店、営業所出張所等の所在地及び代表者の職・氏名	電話 ()			
創業後の沿革等	創立年月日 年 月 日			
納 税 額	年 度	所 得 税	法 人 税	計
	年度	円	円	円

(裏)

職 員 数			事務職	技術職	労務職			計	
	会 社 全 体		人	人	人	人	人	人	人
	横 浜 市 内 の 支 店 営 業 所 、 出 張 所 等		人	人	人	人	人	人	人
主 な 技 術 者 名	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資 格 、 免 許 、 学 歴 等				
			歳	年					
			歳	年					
			歳	年					
			歳	年					
			歳	年					
主 な 開 発 事 業 施 行 経 歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下請 の区分	場 所	面 積	許認可番号 年 月 日	着工年月 完成年月			
				m ²	第号 年 月 日	年 月 年 月			
				m ²	第号 年 月 日	年 月 年 月			
				m ²	第号 年 月 日	年 月 年 月			
				m ²	第号 年 月 日	年 月 年 月			
				m ²	第号 年 月 日	年 月 年 月			
そ の 他 必 要 な 事 項									

(注意)

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書、住民票の写し（個人の申請者に限ります。）及び納税証明書（原則として前年度分の国税）
- (2) 事業経歴書（決算報告書）

（表）

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

年 月 日

（申告先）
横浜市長

住 所
申告者 氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第33条第1項第13号に規定する工事施行者の工事施行能力について、次のとおり申告します。

本社の所在地及び代表者の職・氏名	電話 ()		
法令による登録 （建設業法、宅地建物取引業法）		資 本 額	千円
		主たる 取引銀行	
横浜市内の支店、営業所 出張所等の所在地及び 代表者の職・氏名	電話 ()		
創業後の沿革等	創立年月日 年 月 日		

(裏)

職 員 数			事務職	技術職	労務職			計
	会 社 全 体		人	人	人	人	人	人
	横 浜 市 内 の 支 店 営 業 所 、 出 張 所 等		人	人	人	人	人	人
主 な 技 術 者 名	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資 格 、 免 許 、 学 歴 等			
			歳	年				
			歳	年				
			歳	年				
			歳	年				
主 な 開 発 事 業 施 行 経 歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・元 請・下請の 区分	場 所	面 積	許認可番号 年 月 日	着工年月 完成年月		
				m ²	第号 年 月 日	年 月	年 月	
				m ²	第号 年 月 日	年 月	年 月	
				m ²	第号 年 月 日	年 月	年 月	
				m ²	第号 年 月 日	年 月	年 月	
				m ²	第号 年 月 日	年 月	年 月	
そ の 他 必 要 な 事 項								

(注意)

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業許可通知書の写し及び国交省建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報を印刷したもの
- (3) 事業経歴書（工事経歴書）

（表）

設計説明書

設計者氏名

開発区域に含まれる地域の名称				開発者氏名						
設計方針	1 開発目的									
	2 基本的方針	(1) 計画戸数 (2) 進入路及び主要な道路計画 (3) 流末排水計画及び汚水処理計画 (4) 上水道給水計画 (5) 地盤改良等の計画 (6) 消防水利計画 (7) 公園等の計画 (8) 公益的施設の計画 (9) 樹木保存、表土保全等の計画 (10) 緩衝地帯の計画 (11) 駐車台数 (12) その他								
	3 工区計画	工区名	工区面積 m ²	着手予定年月日 年 月 日 (許可の日から 日以内)		完了予定年月日 年 月 日 (許可の日から 箇月以内)				
4 開発区域内の土地の現況	都市計画	区域区分		地域地区等			都市施設			
		市街化区域 市街化調整区域	用途地域	風致地区 近郊緑地保全区域 宅地造成工事規制区域 その他	都市計画道路 都市計画公園 その他					
	地目別概要	区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		比率	%	%	%	%	%	100%		
	所有別概要	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	/	計		
面積		m ²	m ²	m ²	m ²	/	m ²			
比率		%	%	%	%	/	100%			
5 土地利用計画	土地利用画	区分	宅地	公共施設用地	公益的施設用地	未利用地	その他の土地	計		
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
		比率	%	%	%	%	%	100%		
	宅地	区分	緩衝地帯			その他		計		
		面積	m ²	幅員	m	m ²		m ²		
		比率	%	延長	m	%		%		
	公共施設地	区分	道路	公園	緑地	広場	排水施設	貯水施設	その他	計
		面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		比率	%	%	%	%	%	%	%	%
	公益的施設用地	区分	公益用地	ごみ収集場			その他		計	
面積		m ²	m ²	m ²		m ²		m ²		
比率		%	%	%		%		%		

6 街区の設定計画	街 区 数	最大街区面積		最小街区面積		平均街区面積	
	街区	㎡		㎡		㎡	
	予定建築物の用途						
	区 画 数						
	個人住宅用宅地の規模	100㎡以上 125㎡未満	125㎡以上 165㎡未満	165㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上	計
	同上の宅地数						
7 公共施設等の整備計画の内容	道 路						
	公 園						
	排水路その他の排水施設						
	消防の用に供する貯水施設						
	その他の施設						
8 その他必要な事項							

(注意)

- 1 「1」の「開発の目的」欄には、住宅地の場合には、自己の住宅、宅地分譲、建売住宅付分譲、造成後一括分譲、社員社宅の建設等。工場、店舗、倉庫等の場合は、自己の業務用か否かの別を明示して記載してください。
- 2 「2」の「基本的方針」欄には、各事項について設計上特に配慮した内容を記載してください。
- 3 「2」の「計画戸数」欄には、共同住宅予定の場合には、棟数、階数及び戸数人口を記載し、「その他」欄には、開発行為に関する工事のため施行区域外に土捨場、土取場等があるときは、その位置及び搬入・搬出の経路等を記載してください。
- 4 開発区域を工区に分けるときは、「3」の欄に記載し、「4～6」欄についても別に工区別に記載して、内訳を添えてください。
- 5 「4」の「都市計画」欄には市街化区域、市街化調整区域を明示するとともに、用途地域等の地域地区及び都市計画道路等の都市施設の内容を記載してください。
- 6 「4」の「地目別概要」および「所有別概要」欄の面積について、実測地の合計と登記事項証明書による面積の合計に差異がある場合は、実測地の合計に合うように登記簿上の面積をあん分して記入してください。
- 7 「5」の「公共施設用地」欄及び「公益的施設用地」欄の比率は、「土地利用計画」欄の合計面積に対する比率を記載してください。
- 8 「5」の「公益的施設用地」欄には、公益用地（学校、清掃工場等の用地）、医療施設、購買施設等の面積を記載してください。
- 9 「5」の「未利用地」欄には、がけ又は法面等の面積を記載してください。
- 10 「7」の「公共施設等の設備計画の内容」欄には、公共施設の規模、種別、形状又は構造等についての概要及び都市施設の整備計画を記載してください。
- 11 「8」の「その他必要な事項」欄には、消火栓、公益的施設、水道、電気、ガス等の供給施設、街路照明施設、汚水処理施設等の計画の概要を記載してください。

（表）

既存の権利者の届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市長

届出者 住 所

（フリガナ）

氏 名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり届け出ます。

1	届出をしようとする者の職業 （法人の場合は、その業務の内容）	
2	土地の所在、地番、地目及び地積	番地 m ² （農地転用許可年月日番号）
3	権利を有していた目的	
4	権利の種類と内容	所有権・所有権以外の権利（ ）
5	その他必要な事項	
※ 受付 処理 欄		

（注意）

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 この届出書は、2部提出してください。
- 3 裏面をよく読んで記載してください。

(裏)

- 1 この届出は、神奈川県知事の告示により市街化調整区域が決定された際(以下「告示の日」という。)、自己の居住又は業務の用に供する目的で土地の所有権や土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた人だけができます(この土地が農地や採草放牧地である場合は、告示の日までに農地法による農地転用許可を得ていた人に限ります。)
- 2 分譲又は賃貸のための住宅の建設や宅地の造成並びに貸事務所、貸店舗等は、「1」の「自己の業務の用に供する」に該当しません。したがって、この届出をすることができません。
- 3 この届出は、告示の日から6箇月以内にし、この届出をした人が開発行為又は建築をしようとするときは、告示の日から5年以内に都市計画法に規定する許可を得て施行することが必要です。また、建築工事に着工する前に建築基準法による確認も受けなければなりません。
- 4 この届出をした人が開発行為又は建築をしようとするときは、許可申請書に、自己の居住又は業務の用に供する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類(土地の登記事項証明書、所有権以外の権利を証する書類、農地転用許可書等)を添えなければなりません。
この場合において、届出書の記載事項と相異すると許可を受けることができないことがありますので、注意してください。
- 5 この届出書は、受付処理をしたのち1部を届け出た人に返しますが、5年以内の開発行為又は建築を行うときに必要な場合がありますので、大切に保管してください。
- 6 この届出書に記載するときは、次のことに注意してください。
 - (1) 「1」の職業は、理容業、クリーニング業、印刷業、一般製材業、自動車部分品製造業、セメント卸売業、菓子・パン小売業、食堂、大工、経理事務員などと、できるだけ具体的に記載してください。
 - (2) 「2」の地目及び地積は、土地の登記事項証明書の登記に基づいて記載し、地目は、田、畑、宅地、山林、原野等の区分によってください。
 - (3) 「3」の「権利を有していた目的」欄の目的は、「自己の居住用」か「自己の業務用」かをはっきり示してください。業務用の場合は、業務内容を詳しく記載してください。
 - (4) 「4」の「権利の種類と内容」欄の権利の種類には、所有権、地上権、借地権及び使用貸借による権利を、権利の内容には、所有権以外の権利の場合、契約の相手方、権利の取得年月日、権利の存続する期間及び契約期限等を記載してください。

（表）

開発行為協議申出書

年 月 日

（申出先）
横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話 ()

都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区	
	2 開発区域の面積	m ²	
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名	電話 ()
	5 設計者住所氏名	住所 氏名	電話 () (申告番号)
	6 工事着手予定年月日	年 月 日	(同意の日から 日以内)
	7 工事完了予定年月日	年 月 日	(同意の日から 箇月以内)
	8 法第34条の該当する号及び該当する理由		
	9 その他必要な事項		
※ 開発登録簿の番号			
※ 年月日照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり	※ 受付番号
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日 第 号	

(裏)

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

開 発 行 為 同 意 通 知 書

所在地

名称及び代表者の氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました開発行為(受付番号第 号)の施行については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。

条 件	別 紙 の と お り
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 横浜市 区
	2 開発区域の面積 m²
	3 予定建築物等の用途
	4 協議申出者所在地・名称及び代表者の氏名 住所 氏名 電話 ()
	5 工事施行者住所氏名 住所 氏名 電話 ()
	6 設計者住所氏名 住所 氏名 電話 () (申告番号)
	7 工事着手予定年月日 年 月 日(同意の日から 日以内)
	8 工事完了予定年月日 年 月 日(同意の日から 箇月以内)
	9 法第34条の該当する号及び該当する理由
	10 その他必要な事項

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発行為の許可通知書

住所
氏名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

	条 件	別 紙 の と お り
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	㎡
	3 予定建築物等の用途	
	4 許可申請者住所氏名	
	5 工事施行者住所氏名	
	6 設計者住所氏名	(申告番号)
	7 工事着手予定年月日	年 月 日(許可の日から 日以内)
	8 工事完了予定年月日	年 月 日(許可の日から 箇月以内)
	9 自己の居住の用に供するもの 自己の業務の用に供するもの その他のものの別	
	10 法第34条の該当する号 及び該当する理由	
	11 その他必要な事項	

(備考)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(裏)

開発許可を受けた 開発区域の面積	変更申請をしている 開発区域の面積
変 更 項 目 の 具 体 的 内 容	

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載してください。
- 3 「法第 34 条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
- 4 「変更許可申請事項の概要」は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発行為変更許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

条 件		別 紙 の と お り		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	区		
	2 開発区域の面積	m ²	3 予定建築物等の用途	
	4 許可申請者住所氏名	住所 氏名 電話 ()		
	5 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話 ()		
	6 設計者住所氏名	住所 氏名 電話 () (申告番号)		
	7 開発許可の元許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 開 号		
	8 法第34条の該当する号及び該当する理由			
	9 その他必要な事項			

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発行為変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所

届出者 氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 ()

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日横浜市 指令第 号	
2 変更の理由		
3 変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

(注意) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

（表）

開発行為変更協議申出書

年 月 日

（申出先）

横浜市長

申出者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話 ()

都市計画法第35条の2第4項において準用する都市計画法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議を申し出ます。

変更協議申出事項の概要	1 開発区域に含まれる地域の名	横浜市 区
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話 ()
	5 法第34条の該当する号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
その他の事項	7 設計者住所氏名	住所 氏名 電話 () (申告番号)
開発協議の元同意年月日及び同意番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 開発登録簿の番号		
※ 年月日 照合済	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり
※ 申出者印	※ 協議成立年月日及び協議成立番号	年 月 日 第 変 号
		※ 受付番号

(裏)

同意を受けた 開発区域の面積	変更申出をしている開 発区域の面積
変 更 項 目 の 具 体 的 内 容	

(注意)

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「法第34条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申出に係る開発行為の変更が市街化調整区域において行われる場合に記載してください。
- 3 「変更協議申出事項の概要」の欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

開発行為変更同意通知書

所在地

名称及び代表者の氏名 様

横浜市長 印

年 月 日に申出のありました開発行為（受付番号第 変 号）の施行については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。

条 件	別 紙 の と お り
1 開発区域に含まれる地域の名称	横浜市 区
2 開発区域の面積	m ²
3 予定建築物等の用途	
4 協議申出者所在地・名称及び代表者の氏名	住所 氏名 電話 ()
5 工事施行者住所氏名	住所 氏名 電話 ()
6 設計者住所氏名	住所 氏名 電話 () (申告番号)
7 開発協議の元同意年月日及び同意番号	
8 法第34条の該当する号及び該当する理由	
9 その他必要な事項	

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発行為に関する工事着手届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住所
許可を受けた者 氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

住所

工事施行者 氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

開発行為に関する工事に着手しますので、横浜市都市計画法施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可年月日及び許可番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2	開発区域に含まれる地域の名称	区
3	工事着手年月日	年 月 日
4	工事完了予定年月日	年 月 日
5 現場 管理者	(フリガナ) 氏名 (年齢)	(歳)
	住 所	
	資 格 ・ 免 許 等	
	連 絡 場 所	電話 ()
※	受付 処理 欄	

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

現場管理者変更届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

開発許可を受けた 住 所
者又は工事施行者 氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
電 話 （ ）

横浜市都市計画法施行細則第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許可年月日及び許可番号	年 月 日横浜市	指令第	号
2	開発区域に含まれる地域の名称	区		
3 新現場管理者	（フリガナ） 氏名（年齢）	（ 歳）		
	住 所			
	資格・免許等			
	連絡場所	電話（ ）		
4 旧現場管理者	（フリガナ） 氏名（年齢）	（ 歳）		
	住 所			
	資格・免許等			
	連絡場所	電話（ ）		
※ 受付 処理 欄				

（注意） ※印のある欄は、記載しないでください。

建築物特例許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 41 条第 2 項のただし書の規定による建築物の建築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令 第 開 号
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
定められた制限の内容	
建築物の用途	
許可を受ける具体的内容	
申請の理由	
※許可年月日及び許可番号	年 月 日 横浜市 指令 第 特 号
※許可条件	
その他必要な事項	※受付欄 ※手数料欄

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

横浜市 指令第 号
年 月 日

建築物特例許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長 印

年 月 日に申請のありました建築物の建築（受付番号第 特 号）については、次の条件を付けて許可しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 2 第 3 項の規定により通知します。

条 件	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令 第 開 号
土地の所在及び地番	
定められた制限の内容	
建築物の用途	
許可を受ける具体的内容	
申請の理由	

（備考）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 42 条第 1 項のただし書の規定による予定建築物等以外の建築物 (特定工作物) の新築・改築・用途の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令 第 開 号
土地の所在及び地番	
予定建築物の用途	
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途	
都市計画法第 34 条の該当する号及び理由	
新築・新設・改築・用途の変更の理由	
※許可年月日及び許可番号	年 月 日 横浜市 指令 第 号
※許可条件	
その他必要な事項	※受付欄 ※手数料欄

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

予定建築物等以外の建築等許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました予定建築物等以外の建築物（特定工作物）の新築・新設・改築・用途の変更（受付番号第 号）については、次の条件を付けて許可しましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の3第3項の規定により通知します。

条 件	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 横浜市 指令 第 開 号
土地の所在及び地番	
予定建築物等の用途	
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途	
都市計画法第34条の該当する号及び理由	
新築・新設・改築・用途の変更の理由	

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表）

建築物又は第1種特定工作物の概要書

主 要 用 途		建 築 物		敷 地 面 積	第1種特定工作物			
		建築面積	延べ面積		築造面積	工作物の数		
	申請部分	m ²	m ²	/	m ²			
	申請以外の部分	m ²	m ²	/	m ²			
	合 計	m ²	m ²	m ²	m ²			
	建 ぺ い 率			高 さ	m			
建 築 物 の 棟 別 概 要								
棟 番 号	用 途	工 事 種 別	構 造	階 数	建 築 面 積	延 べ 面 積	外 壁 仕 上 内 壁 仕 上	建 築 物 の 高 さ
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
					m ²	m ²		
摘 要								

（注意） 裏面をよく読んで記載してください。

(裏)

この建築物の概要書に記載するときは、次のことに注意してください。

- 1 「主要用途」欄は、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 「建ぺい率」の欄には、建築面積合計の敷地面積に対する割合を記載してください。
- 3 「築造面積」の欄には、工作物の水平投影面積を記載してください。
- 4 「建築物の棟別概要」の下欄（以下同じ。）の「工事種別」には、新築・改築又は用途の変更の別を記載してください。
- 5 「構造」の欄には、木造・鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第1種特定工作物の新設許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました 建 築 物
第 1 種 特 定
工 作 物 の 新 築
改 築
用 途 の 変 更
新 設

（受付番号第 号）については、次の条件を付けて許可しましたので、横浜市都市計画法施行細則第17条第2項の規定により通知します。

条 件	別 紙 の と お り
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由
5	そ の 他 必 要 な 事 項

（注意）

建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第1種特定工作物のうち建築基準法施行令第138条第3項に規定するものを新設する場合は、この許可のほか建築基準法による確認が必要です。

（備考）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（表）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第1種特定工作物の新設協議申出書

年 月 日

（申出先）
横浜市長

申出者 所在地
名称及び代表者の氏名
電話 ()

都市計画法第43条第3項の規定による

建 築 物
第 1 種 特 定
工 作 物 の 新 築
改 築
用 途 の 変 更
新 設 の協議を申し出ます。

1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5	その他の必要な事項	
	※ 受付番号	年 月 日 第 号
	※ 協議成立に当たって付けた条件	別紙条件のとおり
	※ 協議成立番号	年 月 日 第 号

（注意）

- 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は 第1種特定工作物の新設同意通知書

所在地

名称及び代表者の氏名 様

横浜市長



年 月 日に申し出のありました (建築物) の (新築) (改築) (用途の変更) (新設) (受付番号)

第 号) については、次の条件を付けて同意しましたので通知します。

条 件	別 紙 の と お り
1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は政令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 そ の 他 必 要 な 事 項	

(注意)

建築物を新築し、改築し、若しくは用途を変更し、又は第1種特定工作物のうち建築基準法施行令第138条第3項に規定するものを新設する場合は、この協議のほかに建築基準法による手続が必要です。

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発許可に基づく地位の一般承継届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
承継人 氏 名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第 44 条の規定に基づき、開発許可を受けた者の地位を承継しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日横浜市	指令第 号
2	開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在)	区	
3	被承継人の住所、氏名及び承継人との続柄	住所 氏名	続柄
4	承 継 年 月 日	年 月 日	
5	承 継 の 原 因		
※	受付処理欄		

(注意)

- ※印のある欄は記載しないでください。
- 承継の原因が法人の合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍 (又は除籍) 謄本及び承継を証する書類を、それぞれ添えてください。

都市計画法第43条第1項の許可に基づく 地位の一般承継届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

承継人 住 所

氏 名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

都市計画法第44条の規定に基づき、同法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継しましたので、横浜市都市計画法施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2 宅地の所在及び地番	区
3 被承継人の住所、氏名 及び承継人との続柄	住所 氏名 続柄
4 承 継 年 月 日	— 年 月 日
5 承 継 の 原 因	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意)

- ※印のある欄は、記載しないでください。
- 承継の原因が法人の合併の場合は、合併後の法人の登記事項証明書を、法人の分割の場合は被承継人となる法人の登記事項証明書及び承継を証する書類を、相続の場合は被承継人の戸籍（又は除籍）謄本及び承継を証する書類を、それぞれ添えてください。

開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

都市計画法第45条の規定により、当該開発許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

1	許可年月日及び番号	年 月 日横浜市	指令第 号
2	開発区域に含まれる地域の名称	区	
3	被承継人の住所、氏名	住所 氏名	
4	権原を取得した年月日	年 月 日	
5	承継承認申請の理由		
※ 承認の際の付記事項		別紙のとおり	
※ 承認年月日番号		年 月 日横浜市	指令第 号
※ 受 付 処 理 欄		※ 手 数 料 欄	

（注意）

- ※印のある欄は、記載しないでください。
- 工事施行の妨げとなる権利を有する者の同意書、印鑑登録証明書並びに被承継人の承諾書及び印鑑登録証明書等を添えてください。

開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書

住 所
氏 名 様

横浜市長 

年 月 日に承認申請（受付番号第 号）のありました開発許可に基づく地位の承継については、次のとおり承認しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 20 条第 2 項の規定により通知します。

1 承継を承認した開発許可の年月日及び番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	区
3 被承継人の住所，氏名	住所 氏名
4 付 記 事 項	

（備考）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

開発登録簿の写し交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

開発許可を受けた者		
開発区域の地域の名称又は団地名		
交付を求める写しの種別及び部数	調 書 土地利用計画図 計	枚 枚 枚
交付を求める理由 〔簡潔明瞭に記載してください。〕		
※ 手貼 数 料付 証 紙欄		
※ 受 付 処 理 欄	開発登録簿 区 No.	

（注意） ※印のある欄は、記載しないでください。

別表第1（第9条第1項）

都市計画法による開発行為許可済	
許可年月日・番号	年 月 日 横浜市 指令第 号
許可を受けた者の住所、氏名	
工事施行者住所、氏名	
開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物等の用途	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
現場管理者氏名	

(注意)

この標識は、風雨等のため容易に破損又は倒壊しないような材料、構造により作製してください。

縦80センチメートル以上
横90センチメートル以上
足の長さ80センチメートル以上

図 書 目 次 (その1)

図 書 番 号	枚 数	図 書 の 名 称	備考(追加、修正等年月日等)	摘 要
1		図 書 目 次 (そ の 1)		
2		設 計 説 明 書		
3		設 計 説 明 書 の 2		新設公共施設の管理
4		設 計 説 明 書 の 3		存続公共施設の管理
5		設 計 説 明 書 の 4		廃止公共施設の管理
		資 金 計 画 書		預金残高証明書又は融資証明書を添付してください。
		(1) 収 支 計 画		
		(2) 年 度 別 資 金 計 画		
		公 共 施 設 (用 地) 等 に 関 す る 同 意 及 び 協 議 書		
		(1) 開 発 行 為 に 伴 う 道 路 の 帰 属 に 関 す る 同 意 ・ 協 議 書		
		(2) 開 発 行 為 に 伴 う 公 共 施 設 (下 水 道 施 設 等) に 関 す る 同 意 ・ 協 議 書		
		(3) 開 発 行 為 に 伴 う 公 共 施 設 (公 園 等) に 関 す る 協 議 同 意 書		
		(4) 開 発 行 為 に 伴 う 消 防 に 関 す る 同 意 ・ 協 議 書		
		(5) 私 設 道 路 の 同 意 書		
		(6) 開 発 行 為 に 伴 う 給 水 施 設 設 置 の 同 意 書		
		(7) 開 発 行 為 に 伴 う ご み 収 集 場 の 設 置 に 関 す る 協 議 ・ 同 意 書		
		開 発 行 為 施 行 同 意 書		同意者の印鑑登録証明書及び登記事項証明書等を添付してください。
		(1) 開 発 区 域 内 の 権 利 者 の 一 覧 表		
		(2) 開 発 行 為 施 行 同 意 書		

- (注意) 1 不用な図書の名称は抹消してください。
 2 提出する図書に図書番号を付してください。
 3 その他の図書について記載するときは、空欄を利用してください。

(裏面につづく)

規則外様式

図書番号	枚数	図書の名称	備考(追加、修正等年月日等)	摘要
		その他の協議書		
		(1) 水道施設に関する協議書		開発区域の面積が20ヘクタール以上の場合には添付してください。
		(2) 義務教育施設に関する協議書		
		(3) 電気施設に関する協議書		開発区域の面積が40ヘクタール以上の場合には添付してください。
		(4) ガス施設に関する協議書		
		(5) 輸送施設に関する協議書		
		申請者の資力及び信用に関する申告書		法人の登記事項証明書又は住民票、納税証明書及び事業経歴書を添付してください。
		工事施行者の工事施行能力に関する申告書		法人の登記事項証明書、建設業法による建設業者登録簿に登録済の証明書及び事業経歴書を添付してください。
		設計者の資格に関する申告書		事前に申告している場合は申請番号を申請書に記載してください。
		法第34条各号の審査に必要な図書		

図 書 目 次 (その2)

図 書 番 号	枚 数	図 書 の 名 称	備考(追加、修正等年月日等)	摘 要
		図 書 目 次 (そ の 2)		
		開 発 区 域 位 置 図		
		現 況 図		
		土 地 利 用 計 画 図		
		造 成 計 画 平 面 図		
		造 成 計 画 断 面 図		
		排 水 施 設 計 画 平 面 図		
		給 水 施 設 計 画 平 面 図		
		道 路 計 画 平 面 図		
		道 路 標 準 横 断 面 図		
		公 園 施 設 計 画 平 面 図		
		崖 の 断 面 図		
		擁 壁 の 配 置 図		
		擁 壁 の 展 開 図		
		擁 壁 の 構 造 図		
		排 水 施 設 の 構 造 図		
		貯 水 施 設 の 構 造 図		
		求 積 図		
		公 図 の 写		

(裏面につづく)

規則外様式

図書番号	枚数	図書の名称	備考(追加、修正等年月日等)	摘要
		公図に基づく公共施設の新旧対照図		
		法第33条第5項の審査に必要な図書		
		その他必要な図書 地盤調査報告書		
		その他必要な図書 擁壁の構造計算書		
		その他必要な図書 土量計算書		
		その他必要な図書 防災計画書		
		その他必要な図書		

- (注意) 1 不用な図書の名称は抹消してください。
 2 提出する図書に、図書番号(「図書目次(その1)」)と重複しないよう)を付してください。
 3 その他必要な図書を提出するときは、空欄を利用してください。

私設道路の同意書

開発者 住 所

氏 名

様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、私が管理する私設道路に、申請図書のとおり、道路を接続し又は道路に接して開発行為を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名

㊞

(同意者が自署してください。)

私設道路の所在 (既存道路の所在)	横浜市 区
----------------------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑登録証明書が必要になります。

開発行為施行区域内における建築物等の制限解除願

年 月 日

横浜市長

開発者の住所
氏名

本開発行為は、現在施行中ですが、別紙理由書のとおり
建築物を建築
する必要
特定工作物を建設

があり、都市計画法第37条第1号の規定に基づき解除を受けたいので、次のとおり申請
します。

許 可 番 号	第 開 号
許 可 年 月 日	年 月 日
開発区域に含まれる地域の名称	区
開 発 面 積	m ²
予 定 建 築 物 等 の 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途:) <input type="checkbox"/> 第 特定工作物 (用途:)
今 回 申 請 内 容 等	<input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途:)
前回までの建築制限 解 除 内 容 等	年 月 日 横浜市 指令 号 において <input type="checkbox"/> 共同住宅 棟 戸 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 戸 <input type="checkbox"/> その他 棟 (用途:)

- 1 添付書類 誓約書（仮設事務所の建築を目的とする場合）・理由書・位置図・土地利用計画図（今回申請部分－赤色、前回までの申請部分－青色）・制限解除願をする建築物の平面図
- 2 敷地が複数の場合は一覧表を添付してください。

理 由 書

年 月 日

横浜市長

開発者住所

氏名

建築主住所

氏名

第 開 号による開発行為の許可は、都市計画法第 36 条第 3 項の規定による工
事
の完了公告がなされていませんが、次の理由のとおり
建築物を建築
する必要が
特定工作物を建設
ありますので、同法第 37 条第 1 号の規定に基づき解除願います。

- 1 遊水池等・雨水流出抑制施設と予定建築物の構造が一体のため
- 2 予定建築物の壁が土留を兼ねるため
- 3 新設擁壁が予定建築物の基礎と近接するため
- 4 公益上必要な建築物を建築するため
- 5 第二種特定工作物の建設するため
- 6 販売用のモデルルーム（仮設事務所）を建築するため

(注意) 該当する理由に○をつけてください。なお、その他の場合は具体的な理由を書
いてください。

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

開発者住所

氏名

建築主住所

氏名

第 開 号による開発行為の許可の施行区域内に建築する共同住宅の販売用のモデルルーム（仮設事務所）については、次のことを誓約します。

- 1 当該建築物は、建築基準法に基づく検査済証の交付を受け、かつ、市長の承認を受けた後に使用します。
- 2 当該建築物の使用にあたっては、開発行為に関する工事によって設置される給排水施設を使用しません。
- 3 土地利用を図る区域と、開発行為に関する工事を行っている箇所は仮囲いで分離をして、利用者の安全を図ります。
- 4 当該建築物は都市計画法第 36 条第 1 項の規定による工事の完了届を行う前に除却します。

開発行為に関する工事の施行状況報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 住所
氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電話 ()

この開発行為に関する工事の構造物については、許可通知書どおり施工を終了しましたので、許可条件にしたがい、その施行状況等を次のとおり報告します。

許 可 番 号	第 開 号
許 可 年 月 日	年 月 日
施行地区に含まれる地域の名称	区
開発許可を受けた者の住所及び氏名	
報告構造物の区分	
報告構造物の名称	
報告書一連番号	
報告構造物の位置又は名称	

1 工事の施行期間

- (1) 着手 年 月 日
(2) 完了 年 月 日

2 施行状況

3 その他

- (注意) 1 報告書は、構造物一件ごとにそれぞれ別に作成してください。
なお、構造物は、許可申請書及びその添付図面に記載した記号により、表示してください。
- 2 報告書の番号は、一件ごとの許可工事については、一連の番号を使用してください。
- 3 参考資料として、写真を添付してください。

開発登録簿閲覧票

年 月 日

(届出先)

横浜市長

閲覧者 住所

氏名

開発許可を受けた者	
開発区域の地域の名称 又は団地名	
閲覧理由	
閲覧年月日	年 月 日
※ 受付 処理 欄	

(注意) ※のある欄は、記載しないでください。

地位の承継に関する承諾書

年 月 日

横浜市長

被承継人（旧開発者） 住 所
氏 名 ④
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
電 話 ()

次のとおり、開発許可に基づく地位の承継について承諾します。

- 1 許可を受けた開発行為の許可年月日及び許可番号

年 月 日

横浜市 指令 第 開 号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称及び開発区域の面積

区

m²

- 3 承継人（新開発者）の住所及び氏名

住 所

氏 名

贈 与 誓 約 書

(あて先)
横浜市長

年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

㊟

(乙) 住 所

氏 名

㊟

次の不動産については、甲は乙に対して贈与することを誓約します。

なお、贈与するまでの期間は、甲は乙に建築物の敷地として利用することを了承します。

不動産の表示

土地の所在			
地 番			
地 目			
面 積	m ²	m ²	m ²

- (注意) 1 この誓約書は、許可申請書に添付してください。
2 甲、乙の印鑑登録証明書（3カ月以内のもの）各1通を添付してください。
3 地番の一部を使用する場合には、「…番の一部」と明記してください。
4 地番ごとに地目及び面積を記入してください。

都市計画法第 43 条第 1 項の規定に基づく 許可の建築計画変更について（届出）

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 氏 名

次の理由により標記に関する変更を、次のとおり届け出ます。

- 1 届出地 区
- 2 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 3 変更理由（具体的に）
- 4 変更事項 別添図参照（変更箇所を赤色表示）
- 5 計画概要

	変 更 前	変 更 後
建 築 主		
敷地面積	m ²	m ²
建築面積		
延床面積		
建ぺい率	%	%
容 積 率	%	%
構 造		
階 数	階	階
軒 高	m	m
最 高 高	m	m

(注意) ※印のある欄は、記載しないでください。

建築物の新築・改築又は用途の変更の取下届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により申請をした
新 築
建築物の 改 築 用途変更 に係る行為を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

1 申請年月日及び申請番号	年 月 日 第 号
2 申請に係る土地の所在、 地番、地目及び面積	m ²
3 取 下 の 理 由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※印のある欄は、記載しないこと。

建築物の新築・改築又は用途の変更の廃止届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名

都市計画法第 43 条第 1 項の規定により許可を受けた
新 築
建築物の 改 築 用途変更 に係る行為を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
2 許可に係る土地の所在、 地番、地目及び面積	m ²
3 廃 止 の 理 由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※印のある欄は、記載しないこと。

建 築 概 要 の 新 旧 対 照 表

	変 更 前	変 更 後	倍率 (※)
建 築 主			—
建築用途			—
敷地面積	m ²	m ²	
建築面積	m ²	m ²	
建ぺい率	%	%	—
延床面積 (容積率対象面積)	(m ²)	(m ²)	
容 積 率	%	%	—
高 さ	m	m	—
軒 高	m	m	—
構造・階数	造 階	造 階	—

(※) 倍率=変更後/変更前

事前相談書

年 月 日

横浜市長

相談者 住所
氏名
電話 ()

都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可の要否について、次のとおり事前相談書を提出します。

所在地	区	町・丁目	番地
敷地面積	m ² (切盛面積)		m ²
地域地区	地域	建ぺい率 %	容積率 %
建物用途			
建築面積	m ²		
延床面積	m ²		
備考			

※ 添付書類

- 位置図、現況図、土地利用計画図
- 造成計画平面図 (切土：黄色、盛土：赤色)
- 造成計画断面図 (切土盛土の高さ明記)
- 切土盛土の面積求積表
- 土地の登記事項証明書 (原本)、公図 (原本)
- 現況写真

※ 提出書類 一部

造成工事に関する事前協議願

(申出先) 横浜市 長		年 月 日		
		申出者 住 所 氏 名 (法人の場合は名称・代表者の氏名) 電 話 ()		
1	申出者の住所及び氏名	電話 ()		
2	設計者の住所及び氏名	(申告番号) 電話 ()		
3	申出区域の所在及び地番	横浜市 区		
4	申 出 区 域 の 面 積	m ²		
5 工 事 の 概 要	イ	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	
	ロ	切土又は盛土をする土量	切 土 m ³ 盛 土 m ³	
	ハ	擁 壁	構 造	高 さ
			m	延 長
			<input type="checkbox"/> 別紙のとおり	
	ニ	排 水 施 設	種 類	内 法 寸 法
cm			延 長	
		<input type="checkbox"/> 別紙のとおり		
ホ	崖 ^{がけ} 面の保護方法			
6	その他必要な事項			
※ 処 理 欄	事前協議成立	※	課 長	
	年 月 日	決 裁 欄	係 長	
		担 当 者	※	
			受 付 欄	
添 付 図 書 (添付順)				
1 位置図	7 擁壁の配置図	(その他必要な図書)		
2 現況図	8 擁壁の展開図	・地盤調査報告書		
3 造成計画平面図	9 擁壁の構造図	・擁壁の構造計算書		
4 造成計画断面図	10 排水施設の構造図	・土量計算書		
5 排水施設計画平面図	11 求積図	・防災計画書		
6 崖の断面図	12 公図の写し	等		

(注意) ※印には記入しないでください。

開発行為における景観形成の設計書

1	開発者の住所及び氏名	電話 ()		
2	設計者の住所及び氏名	電話 ()		
3	開発区域が含まれる 地域の名称	区		
4	開 発 区 域 面 積	m ²		
5	のり 法 の 高 さ	ア 道路沿い	メートル～	メートル
		イ 道路沿い以外	メートル～	メートル
6	適切な植栽が行われる 土地の面積	m ² (開発区域面積の %)		
7	そ の 他 必 要 な 事 項			
※	造成工事に関する事前協 議願の受付年月日・番号	年	月	日 第 協 号
※	横浜市開発事業の調整等 に関する条例の番号	第	開計	号
※	受付処理欄			
添 付 図 書				
1 土地利用計画図				
2 景観形成計画平面図				
3 景観形成計画断面図				
4 景観形成植栽の計画書				
5 景観形成植栽の求積図及び求積表				

(注意) 1 ※印には記入しないでください。

2 「適切な植栽が行われる土地の面積」の数値は、「添付図書4 景観形成植栽の計画書」
における「適切な植栽が行われる土地の面積の合計」の数値とします。

景観形成植栽の計画書

開発区域面積	適切な植栽が行われる土地の面積の合計 ([D] + [E] + [F])	$[B] / [A] \times 100$
[A] m ²	[B] m ²	%
内	ただし書基準（５）を適用する部分の面積	
	植栽が行われる土地の面積	[C] × 5
	[C] m ²	[D] m ²
	適切な植栽が行われる土地の面積（[C]を除く）	
記	樹木の本数に換算する場合の面積	
	樹木の種類	本数 ([C]に含まれる樹木は除く)
	高木	(a) 本
	中木	(b) 本
	低木	(c) 本
		換算面積 $(a) \times 10 + (b) \times 2 + (c) \times 0.4$ [F] m ²

転回広場（私設管理道路）の廃止同意書

開発者 住 所

氏 名 様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、上記の者が行う開発行為より、私が管理する
転回広場（道路）の廃止を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名 ①

（同意者が自署し、印は実印で押してください。）

転回広場（道路）の所在	横浜市 区
-------------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑証明書が必要になります。

避難通路（私設管理）の廃止同意書

開発者 住 所

氏 名 様

都市計画法第 32 条第 1 項の規定に基づき、上記の者が行う開発行為より、私が管理する避難通路の廃止を行うことに同意します。

年 月 日

同意者 住 所

氏 名 ①

(同意者が自署し、印は実印で押してください。)

避難通路の所在	横浜市 区
---------	-------

※ 同意を得たことを証する書類として、当該土地の登記事項証明書及び印鑑証明書が必要になります。

開発行為に関する工事の許可申請書の取下届

年 月 日

(届出先)

横浜市 長

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は名称・代表者の氏名)

電 話 ()

開発行為に関する工事の許可申請書を取り下げますので、次のとおり届け出ます。

受 付 番 号 受 付 年 月 日	第 開 号 年 月 日
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
取り下げの理由	
※ 受 付 処 理 欄	

(注意) ※欄には記入しないでください。

実務従事証明書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

勤務先 住 所
法人名
代表者

次の者は、都市計画法施行規則第19条第1項に定める宅地開発に関する技術に関して、
実務に従事していたことを証明します。

設計資格の申告者の氏名等

氏 名

生年月日 年 月 日生

実務経歴

期 間 (年 月 日から 年 月 日)

職務内容 _____

従事していた主な設計内容

開発事業名 場 所 面 積 (m²)

